

令和4年度第1回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和4年10月12日（水）午後2時58分～午後4時28分
開催場所	北区役所 第一委員会室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好麿 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 稲田 耕平 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 （1）北区長から東京都北区公契約審議会への諮問について （2）審議会会長の選出について （3）北区公契約条例の概要について （4）令和5年度労働報酬下限額の設定方法について 3 その他 （1）事務局より連絡事項（賀詞交換会、報酬支払関係等） 4 閉会
事前送付資料	（1）次第 （2）東京都北区公契約審議会委員名簿 （3）東京都北区公契約条例の手引き （4）東京都北区公契約条例スケジュール （5）労働報酬下限額設定の勘案事項及び先行区事例について （6）令和4年度東京都における公共工事設計労務単価 （7）会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について （8）令和4年度地域別最低賃金一覧 （9）令和4年度人事院勧告 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント
当日配付資料	（1）令和4年度の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 （2）伊藤委員提供資料 （3）江藤委員提供資料
委嘱	各委員へ委嘱状を席上配付した。
諮問	令和5年度労働報酬下限額の設定方法について ※各委員へ区長からの諮問書（写し）を席上配付した。

発言者	議事内容
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p> <p>○堀田委員</p> <p>○山本委員</p> <p>○伊藤委員</p> <p>○江藤委員</p>	<p>(開会)</p> <p>最初に定足数の確認でございます。本日、委員7名、全員出席しておりますので、定足数に達していることを確認させていただきます。</p> <p>なお、本審議会、会議録、発言者名も含めまして、区のホームページで公開予定ですので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(事前配布資料の確認)</p> <p>(当日配布資料(1)の確認)</p> <p>それでは、最初の審議会ですので、委員の紹介をさせていただきますと思います。先ほどの資料2の名簿の順番に自己紹介の形でお願いできればと思います。</p> <p>皆様、はじめまして。私は北区建設業五団体という事業者団体の代表者でございます。会社は建築会社をしております。よろしく願いいたします。</p> <p>皆さん、はじめまして。山本哲哉と申します。事業者の団体の関係者ということで、私、東京商工会議所の北支部の副会長をさせていただいております、その関係で今回、委員のほうに参加をさせていただいております。</p> <p>会社は日本製紙総合開発、駅前のサンスクエアをやっております。ぜひよろしく願いいたします。</p> <p>労働者団体関係者の団体に所属しております、連合北地区協議会等の運行をします伊藤と申します。物件のほうは、どちらかというと委託とか指定管理のほうを担当するという形でございます。皆さんよろしく願います。</p> <p>お疲れさまです。労働者団体の関係者として選任されました東京土建一般労働組合北支部の江藤です。よろしく願います。</p>

	<p>私たち東京土建一般労働組合というのは、地元北区の建設業で働く従事者の組合として位置しています。今、組合数でいうと2,700何名かということです。私たちは、この公契約条例をよりよいものを目指して、東京全体としても活動を行っているところです。皆さんと切磋琢磨しながら、この公契約条例を北区でよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
○一瀬委員	<p>はじめまして、一瀬太一と申します。弁護士を行っております。</p> <p>労働事件等については、一般に触れることがありまして、公契約という立場から、私のこれまでの経験を多少なりとも反映させていただけることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
○稲田委員	<p>皆さん、こんにちは。社会保険労務士、稲田耕平と申します。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>私が所属するのは、東京都社会保険労務士会北支部で、会は総勢180名います。社会保険労務士なので、労使の潤滑油という、そんなような立場でいろいろな話をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
○沼田委員	<p>名簿の最後の沼田良といいます。よろしくお願いいたします。</p> <p>地方自治を半世紀ぐらい研究しております。東洋大学にいたときに、北区の審議会、入札監視委員会の依頼がありまして、今でもやっているんですけども、その流れで多分、ここに座るということになったんだろうと思っております。客観的な意見を申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(区側出席者の紹介)</p>
○事務局(中澤総務部長)	<p>(開会の挨拶)</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>なお、ここで本来であれば区長の花川からお一人ずつ委嘱状をお渡しするところがございますが、会議の進行上、あらかじめ委員の皆様様の席のほうへ配付させていただいております。</p>

	<p>す。ご了承ください。</p> <p>それでは、議題の1に入らせていただきます。北区長から審議会への諮問でございます。委員の皆様の席に配付させていただいております諮問書の写しのとおり、東京都北区公契約条例第18条の規定に基づき、労働報酬下限額の設定についてということで、令和5年度の労働報酬下限額の設定についての諮問となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議題の2に移ります。会長の選出でございますが、北区公契約条例第20条第1項によりまして、審議会の会長につきましては、委員の互選によりこれを定めるとされております。会長の選出につきましては、お願いしたいと思っております。委員の皆様方、どなたか選出について推薦などございますでしょうか。</p>
○稲田委員	<p>一つご提案させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>公契約専門家として、また、北区の入札にも精通していらっしゃいます経験豊富な沼田委員が適任かなと思っております、いかがでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>ありがとうございます。ただいま沼田委員をご推薦される意見がありましたけれども、よろしいでしょうか、ほかの皆様。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>それでは、皆様賛成ということで、全員一致で会長は沼田委員に決定いたしました。</p>
○沼田会長	<p>(会長就任のあいさつ)</p>
○沼田会長	<p>議事に先立って、この公契約条例の20条3項の規定があります。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が代理する、職務代理の規定になっています。会長が指名できるそうですので、指名させていただきます。一瀬委員、お願いいたします。</p>

	<p>では、一言、ご挨拶をお願いします。</p>
○一瀬委員	<p>(職務代理者就任のあいさつ)</p>
○沼田会長	<p>議事を進めていきたいと思います。皆様の協力で、スピードアップしながらも、意味のある、中身の濃い審議をぜひお願いしたいと思います。</p> <p>それでは次第、議題の3を事務局から説明をお願いいたします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(事前配布資料資料(3)(4)に沿った議題の3の説明)</p>
○沼田会長	<p>今の説明について、何かご意見やご質問があればお願いします。</p>
○江藤委員	<p>今、手引きのほうの説明をいただきましたが、ここで確認したいことがありまして、ページの5ページ目ですね、特定受注者または特定受注関係者は、以下のことを厳守する必要がありますということで記載があります。特定受注関係者については、もちろん報酬、労働報酬下限額、賃金支払いについては義務であるということになるんですけども、周知についてや継続雇用について云々のところは、努力義務であったり義務の丸がついていません。</p> <p>建設のところで考えると、どうしても一次請け、二次請け、三次請けというところがありまして、周知に関して、また継続雇用についても、最低限努力義務であったり、4番の特定労働者等への労働報酬下限額の周知については義務で行うべきことなのではないかなという要望と、ご検討をしていただければと思うのですが、どうでしょうか。</p>
○沼田会長	<p>説明、ありますか。どうぞ。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今、江藤委員からご指摘がありました、特定受注者のほうの記述等でありまして、条例上は、特定受注者がやることというふうになっているということで、コメントをつけさせていただいております。特定受注者が区と契約する際に、</p>

	<p>資料でもお付けしています、労働条件等報告書を提出していただきますけれども、労働報酬下限額を支払っていることと、特定受注関係者にも確認した上で報告ということとなっておりますので、実質上は守られるというふうに思っております。</p>
○江藤委員	<p>今の周知のところは、特定受注者が特定受注関係者のほうに周知を行うということのお話だったと思うんです。ただ特定受注関係者も、協力会社のほうに仕事を契約して行くわけで、全ての労働者がこの報酬下限額に対して賃金をもらうためには、やはり特定受注関係者も、その契約に対して、協力会社と契約する際に、この周知については行うべきではないかなというのが意見なんですね。これについてはどうでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>条例上はという言い方をさせていただきました。条例上では特定受注者と区の契約になりますので、そういう周知については特定受注者に義務があるというような形になっているというふうに考えております。</p> <p>ただし、実際には特定受注者が、公契約条例に該当する特定公契約を結んだ場合につきましては、特定受注者が特定受注関係者、それから、当然そこで働く人に対しても、労働報酬下限額の周知、その現場で働く人には周知が必要だというふうに考えておりますので実際担保できるのかなというふうに考えております。</p>
○江藤委員	<p>今の点で、それを周知されているかどうかというのを見守る必要があるのかなと思います。そのためにいろんな調査をする必要があるんじゃないかなというところです。そこでまた、周知を徹底されていないというような事実関係が起こった場合には、やはりこの審議会で、もう一度議論をすべき事項なんじゃないかなということで提案させていただきたいと思います。どうでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>条例が来年7月1日から施行になりますので、それを運用する中で、さまざまな課題が出てくることも想定されますので、課題が出たときに議論していくというのは当然というふう</p>

○沼田会長	<p>うに思いますので、また、そのときに必要があれば審議会等で議論になると思っています。</p> <p>北区の新しい条例は、条例そのもので賃金条項を規定する直接的な「公権力規制型」ですので、万一の場合に条例違反になりうることを周知すれば、違反はほぼ起こらないと私は思っています。</p>
○山本委員	<p>今、江藤委員がおっしゃっていたこと、すごくよく分かるんですけども。この特定受注者による特定受注関係者に対する是正措置というのが、もちろん義務づけられているわけですけども、ここがきっちりやられていれば、特定受注関係者、要は二次請け、三次請けのところにも、きちんと伝わると思うんですけども。ここの強制力って、どの程度だと考えてよろしいんですか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>当然、条例に載っている義務ですので、きちんとやっていただくと。そこが、もし特定受注関係者が守られていないようなことがあれば、きちんと元請けのところから、そうならないような指導はしていくものというふうに思っています。</p>
○山本委員	<p>例えば、これをやる上でのガイドラインみたいな形で、その特定受注関係者にも周知しなさいみたいなことは言えないのでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>特定受注関係者への周知につきましても当然必要ですので、手引きの中に、参考資料として、元請けから特定受注関係者にお知らせをするような案文をその参考としてつけておりますので、そういったものも使っていただいて、特定公契約に該当する契約をする場合には、きちんと下請けも含めて周知していただくことが必要かなというふうに思います。</p>
○沼田会長	<p>読んだ印象なんですけども、相当に格調高いというかレベルの高い手引きのように見えるんです。もう一段易しくというんですか、もう一段下げた、しかも注意するところと注意しなくてもいいところをはっきり区別して書くというのがあ</p>

○事務局(千田契約管財課長)	<p>るとよいと思いました。</p> <p>今回、初めて条例が制定されて、1回目の手引きを作成したばかりであります。そういう意味では、これから各事業者の方あるいは区民の方に見ていただく、公開されておりますので、誰でも見られるようになっていきます。使っていく中で、分かりにくいとか、そういう声はあるかと思えます。そういったご意見をいただければ、2022年9月版と書いてありますように、当然改正はしていく、そういうふうを考えております。</p>
○沼田会長	<p>そのほかございますか。</p> <p>また最後に戻りますので、一旦切って、次に進めたいと思います。</p> <p>議題(4)を議論する前に、本日、審議会委員から資料配付の申出がありました。内容を確認しましたが、北区の諮問事項を審議する際の参考資料と思われまますので、それを許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>異議がないようですので、事務局から各委員に参考資料の写しを配付してください。</p> <p style="text-align: center;">(当日配布資料(2)(3)配付)</p>
○沼田会長	<p>では、議題(4)に移ります。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>ご意見をいただく前に、簡単に資料5の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>
○沼田会長	<p>そうしてください。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>事前配布資料(5)～(9)の説明</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>議題（４）について、まず工事については、熟練工と未熟練工に分けて考えたいと思います。</p> <p>最初に熟練工について、公共工事設計労務単価の９０％ぐらいが、先行区の例として多いという説明がありました。これについて、この９０％という数字に直接触れていただいても構いません。皆様のご意見を伺いたいと思います。全員に伺いますか。もしあれば全員から何か一言いただくとよいと思います。</p>
○一瀬委員	<p>東京都の公共工事設計労務単価に９０％乗じているというところではあるんですが、８５％というところになると、下限として言えば低過ぎるというお話なのかなと理解されるところで、あくまでも下限ではございますが、８割入ってくるというふうに、確かに経費を勘案したとしても、ちょっとやっぱり下がり過ぎるということで、９０％というのはある程度妥当な数字なのかなというふうに考えます。</p>
○伊藤委員	<p>私も、この９０％については、ほかの区でもほとんどが９０％と記憶しています。８５％ですけれども、この９０％でよいかなと思います。というのは、国交省のほうの公共工事設計労務単価、これも毎年上がっていきますよね。</p>
○江藤委員	<p>公共工事設計労務単価の９０％というところで、私たちも推奨したいなと思います。ちなみに足立区でも９０％ということで、やはり近隣の区でも９０％を採用しているところがあります。</p>
○山本委員	<p>私、建設業に関わったことがないのでピンとはこないんですけども、どのレベルが適切か、正直、よいとも悪いとも言えません。</p>
○堀田委員	<p>私も９０%でよろしいかなと。ほかの区が大体そのようになっていますので、私は９０%でよいと思います。</p>
○稲田委員	<p>９０%の区が６区あって、これ一番マックスなんですか。ほかは９０%が６区で、例えば９２%とか９５%とか、そう</p>

○事務局(千田契約管財課長)	<p>いうのはあるんですか。</p> <p>90%が最高です。あとは85%から88%となっています。</p>
○稲田委員	<p>マックスということであれば、取りあえず現状はよいと思います。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、熟練はそういうことにして、次に未熟練に。もう1回同じ順番で回りたいと思います。これは70%という区が多いんですが、皆さんのご意見を伺います。</p>
○一瀬委員	<p>70%ということで、先ほどより割合は若干落ちることということなんですが、それ以外の数値というのも教えていただいてもよろしいですか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>軽作業員の70%ということにしておりますけれども、これが実際計算すると1,300円ぐらいになると思われれます。それよりも安いところが1,100円ぐらいのところかあったと思います。</p>
○伊藤委員	<p>私が考えるに、この70%なんですけれども、軽作業員も70%ということになっているんですが、その職種が1本というか、例えば大工さんも、ほかの職種の人も、全部、軽作業員でカウントするとなると、何かいろいろ問題が起きるんだろうというふうには考えています。ですから、その軽作業員に固執することなく、ほかの、例えば大工さんの何%とか、その職種に合った形で考えれば、少しはよくなるのかなと。</p>
○江藤委員	<p>私も同じように、業種別で決めるべきだなとは思っています。</p> <p>あともう一つ、この未熟練という定義も、一度ちゃんと精査したほうがいいんじゃないかなというところがあります。</p> <p>というのは、ある自治体のところで言うと、報告書の中で、未熟練がほとんどで、熟練がない、未熟練が50%を超えちゃうような、そんな業種、業態があったりとか、ちょっとそれ</p>

<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>は本当におかしな話で。北区の公共工事を造るという目的でも、十分必要なところだと思いますので、その未熟練の定義をしっかりと手引きにも書く必要があるんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>また、その軽作業員についての軽作業という作業自体、どんなことをやるのかということも審議したところで決めたほうがよいと思います。最終的には、その職種別で分けられたら本当によりよいものになるんじゃないかなと思います。</p> <p>定義については、今、江藤委員が言われた未熟練なんですけれども、基本的には、その仕事に就いて、すぐの方、1年もたっていないような方で、まだちょっと仕事にはなれていないというような方が、それに該当するかなというふうに考えております。</p> <p>一方で軽作業員につきましては、公共工事設計労務単価では、軽易な清掃等あまり技能を要しない作業かなと思います。</p> <p>ただし、未熟練というところについて、熟練の方と一緒にしてしまうと、やはりそこは、多分賃金には差があるかなというふうに承知しておりますので、そういったイメージは持った言い方です。</p>
<p>○山本委員</p>	<p>私も、その区分が非常に難しいんじゃないかと。要はどこからが熟練工で、どこまでがそうじゃないのかという区分を客観的に決めるのが、まず最初に大事なんじゃないかという気がします。基準は、先行区がどうやっているかというのをある程度参考にするしかないと思うんですが、これ、最後のところに、工事以外の労働者の下限額と同額としているところがあると書いてありますけど。</p> <p>資料5の②一番最後のまた以下。これって千幾らという、要はそこら辺のレベルということですよ。先ほどの1, 300円ぐらいと随分落差があるような気がします。やっぱりそうなんですか。</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>はい、実際そういうふうに決めている区もあると聞いております。23区内ですけれども。</p>

○沼田会長	<p>よろしいですか。今回はご意見を伺うということですので、次回また言っていたいただいても。</p> <p>次、お願いします。</p>
○堀田委員	<p>先程、お話を聞いて、私も熟練していない見習工とか、そういう者の掛け率が7割としても、それが軽作業員で果たしてよいのかどうか。その業種によっても配慮しないといけないのではないかというのを一番に感じております。</p>
○稲田委員	<p>私もこれ、定義的ところがすごい気になっていて、熟練工、未熟練工という、それによって給料設定される、当然、雇用契約を結ぶ会社側が決めると思うので、そこの辺が、特定受注者が決める金額も、この人は未熟練、この人は熟練とって判断ができるわけなんで、ある程度区として定義的ところは少し必要なかなというふうに思いました。</p> <p>入ってすぐが未熟練で、半年後から熟練なのか、その辺多分、労働期間もいろいろあろうと思うんですけども、ある程度何となく想像できるような形で要件というのは必要なかなというふうには思いました。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>明確な線引きができれば確かに分かりやすくてよいかと思うのですが、今、会長からもお話がありましたとおり、どこまで、見習的なところが、どこまで年数で区切れるかと言われると、なかなかそれもそうじゃないのかなというところもありますし、その一つとしての技能をはかるというのも、なかなか区、行政側ができることかと言われると、そこはマンパワーの部分もありますし、厳しいのかなと思います。そこのところはやはり受注者の方が使う方の能力をきちんと見定めて契約をしているものかなというふうには思っております。</p>
○沼田会長	<p>よろしいですか。</p> <p>次に、委託と指定管理に行きます。</p> <p>会計年度任用職員、最近できた制度なんですけれども、この職員とか、あるいは高卒新規採用職員の賃金をベースにするという区が、先行区は多いようです。また、職種で分けて設</p>

<p>○伊藤委員</p>	<p>定している、そういう区もあるというふうに思います。</p> <p>各委員からご意見、この委託と指定管理についてご意見を。</p> <p>皆さんへお配りした資料がございまして、写しと書いてある資料です。1枚めくっていただいて、令和5年度の業務委託契約・指定管理等に従事する特定労働者の労働報酬下限額についてという資料でございます。それに沿ってお話をしたいと思います。</p> <p>一つ、条例の目的なんですけれども、いわゆる公共サービス、工事、他サービスの品質確保、区民福祉の増進というところを踏まえましてなんですけれども、要は北区の公共サービスの最低賃金となった、それが少ないというところがありまして、いわゆる会計年度任用職員の金額、令和4年度は1,075円というものを即適用するのは、最低賃金とほぼ同額なんです。今、1,072円になりました最低賃金。そうすると3円しか差がないわけです。これはちょっとどう見ても、先ほどの前年度の委託、公共サービスを100にすると、非常に少ない金額かなというふうに思います。</p> <p>それで下の段に、特別区行政職(一)1級-5号という職能級の表があります。それに基づいていくと、令和4年度の14万7,100円というのが高卒初任給相当です。それに、先ほど区のほうから配られた資料9の6ページなんですけれども、そこに1の(1)行政職の奉給表の中間辺りから、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引き上げると、ここにあります。これは令和4年の4月から実施されているわけです。</p> <p>というところを踏まえまして、その14万7,100円に4,000円を乗せて、地域手当というのがございます。これが20%ということになると、月給として18万1,3200円というところが算出されます。それを下のように、12か月で掛けて、年間所定労働時間を1,883時間と踏まえると、大体1,155円というふうな単価になります。それを基に、これ1,155円が大体マックスぐらいという形で考えたいというふうに思っています。それ以降(2)の地域の活性化。要は低い金額ですと、人は雇えないよというところがございます。</p>
--------------	--

<p>○事務局(千田契約管財課長)</p> <p>○伊藤委員</p>	<p>それと、令和4年度の北区の会計年度任用職員給与の最低額1,075円と、先ほど述べたところなんですけれども、その中には、ここには書きませんでしたけれども、いわゆる年末手当みたいなものは含まれてないわけですね。そういうことも踏まえると、会計年度任用職員というのは、ちょっと低過ぎるということです。</p> <p>それと、東京都の最低賃金が、今回1,072円になったんですけれども、また来年の10月になると、今までどおりの31円とすると、もう1,100円を超えてくるということになります。そうすると、そこに書いてあるように、今の1,072円に31円を単純に足すと1,103円になるということが予測されるので、これが来年の10月以降になって逆転されることを考えておかなければならなくなるというふうに感じています。</p> <p>3のところ、ほかの区とか市の今の審議、まだ決定事項ではございません。傍聴等でつかんだ数字が、今、このように1,110円とか1,109円とか、少なくとも1,103円以上は超えています。こちらの区についても、その辺をご検討したいなというふうに考えます。</p> <p>会計年度任用職員の参考にするなら、今回の最低賃金の引上げも含めて来年度を見越すと、これくらいになるんじゃないかというご提案だったと思います。先ほどお示ししましたけれども、今回特別区のほうの人事委員会からも勧告が出ましたが、引上げになっています。これがそのまま実施されるとなると、恐らく北区の会計年度任用職員の給与も変わってくると、上がる方向で変わるのかなというふうに思っています。そこがどれくらいになるかということなんですけれども、少なくとも1,075円は超えるのではないかというふうに思っています。最低賃金の動向もまた勘案しながら、実際の額は見ていかなければいけないと思っております。</p> <p>区外のところの賃金なんですけれども、一つ質問として、区外で行っている業務について教えていただければと思います。</p>
------------------------------------	---

○事務局(千田契約管財課長)	<p>北区の区外の施設、北区で実施しているのは2か所ありまして、栃木県那須のしらかば荘というのがあります。基本は教育施設なんですけども、一般の方も泊まれる宿泊用の施設になっております。こちらのほうは指定管理でやっております。施設の管理、宿泊業務から運営まで指定管理でやっております。千葉県の南房総市の岩井学園になりますけれども、こちらのほうは全くの教育施設で、使っているのは北区立の小・中学校の子どもたちになります。こちらのほうも施設の管理、子どもたちが行ったときの給食などの提供、調理とかも含む施設の管理を委託しております。</p>
○伊藤委員	<p>分かりました。それに基づいて、賃金のほうなんですけれども、例えば、しらかば荘の那須のほうなんですけど、今、栃木県の最低賃金が913円なんです。その913円に、さっきの区の出し方でいうと、単純に31円プラスするというような形で、それプラスまたアルファなのかなというふうには自分では考えます。国も言っているように、全国1,000円に近づけるといわれていると思います。その中で、やっぱり地方についても、1,000円に近づけないといけないのかなという感じです。千葉の岩井学園のほうも同じように、千葉については最低賃金が984円。それにやっぱりプラス31円を乗せていって、プラスアルファみたいなことで考えていただければいいのかなというふうに思います。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今、委員のご指摘のとおり、栃木県につきましては、この10月から913円の最低賃金になっていまして、会計年度任用職員のほうが低くなっているような状況です。当然、最低賃金を守らなければいけませんので、それ以上の額で考えなければいけないと思っています。</p>
○山本委員	<p>今回答申する下限額というのは、来年の4月から再来年の3月の適用になるわけですね。そうすると、来年10月で最低賃金が変わったら、それ以下下限額は当然無効ですね。そこら辺をどう勘案して決めるかと、何か難しくないですか。来年どれぐらい最低賃金が上がるかを勘案しながら、ここのレベルを決めるとなると、なかなか難しいやり方にな</p>

<p>○江藤委員</p>	<p>ると思いますし、正直、そもそも最低賃金に限りなく近い労働報酬下限額というのに、何か意味があるのかという気がしないでもないんですけども。</p> <p>現在、北区で実際私も一人暮らしをしています。今、北区で募集されている時給で1, 190円というのがありまして、それを計算すると、大体手取り額で、社会保険を引いたら18万9, 000円ぐらいなんです。北区の家賃が大体7万円以上します、一般で。それで食費1日1, 500円のを3食、食べたとして4万6, 500円。水道光熱費1万3, 000円。いろいろ足していくと、自分で使えるお金は5万4, 000円ぐらいなんです。それで、生活用品、洗剤だったり何だったり買って、洋服買って、たまには飲みにも行きたい、旅行も行きたい、子どものために貯金をしたいと考えたときに、本当にこの、今、議論している金額ではぎりぎりのラインなのではないかなという、そこら辺を考えて公契約条例というのを広めていく必要があるんじゃないか。当然北区で契約するときには、この公契約条例によるところ、大分差が出てきますので、先ほど会長が一番最初、冒頭にあった、生活をどういうふうにしていくんだというところを北区の中でも考えていただきたいなと思います。</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>まず最低賃金が10月に上がることについてですけども、確かに山本委員おっしゃるように、想定することが難しいというところもありますが、これまでの伸びと今の状況から、ある程度そこを見越しての金額の設定、今回、来年7月1日以降の5年度の特定公契約についてということなので、今回の人事院勧告だったり、公共工事設計労務単価などの動きだったりを見た上で、一定の決め方、金額の決め方というのをしていけばというふうに思っております。</p> <p>その中で、江藤委員がおっしゃられたような考え方から、この額ぐらいいはないといけないんじゃないかというご意見はあろうかと思います。その辺のところをこちらの審議会のほうで、またご意見いただければと思います。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>会計年度が4月から3月というのはどうしようもないんで</p>

<p>○事務局（中澤総務部長）</p>	<p>すよね。これを動かさないで、10月で空論になってしまうと。</p> <p>今回ご提示をしている考え方としては、会計年度任用職員の時間単価をベースにして設定することはいかがでしょうかというのが具体的にお示しをしている内容で、会計年度任用職員のうち、事務補助のその区が任用する単価については、それは最賃法の適用除外なので、区は10月に最賃を下回っても違法にはならないという、そういう事情があるものなんです。</p> <p>もちろん、だからと言って民間事業者が雇用するに当たって、10月に例年改定される最低賃金を下回った金額で雇用できるかという、それはできないので。そうすると、仮に会計年度任用職員の時間単価を一定のところで設定して、それを大幅に上回るような最低賃金の改定があったとしたら、その時点では、まず最低賃金のほうを当然守っていただくという、そういうような仕立てにはなりません。制度上の仕立てとしてはそうなるということだけご説明をさせていただければと思います。</p> <p>会計年度任用職員の単価が最低賃金を下回るような事態が望ましいかという、それは当然そこなんかは避けたいというのは、人事当局のほうの話ですので、そちらのほうでは考えていくというような状況です。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>ありがとうございます。ほかにございますか。</p>
<p>○一瀬委員</p>	<p>資料5の先行区事例のところで、職種によって区分しているというのがありますが、こちらは北区の場合は、やはり職種によってある程度差を設けるといふうにしているというのもおありになるということですか。</p>
<p>○事務局（千田契約管財課長）</p>	<p>工事のほうにつきましては、公共工事設計労務単価で分けさせていただければなと思いますけれども、指定管理・委託等につきましては、報酬下限額ということもあまして、そこは分けずにと。ほかの区も、そう設定しているところもありますし、そんなところとかも見ていただきたいなと思いま</p>

	<p>す。一方で、区外につきましては、地域別の最低賃金のこともありますし、そこは分けさせていただけたらと考えております。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。そのほかございますか。</p>
○伊藤委員	<p>参考までなんですけれども、いわゆる高卒初任給等を使っている、今、制定されているんでしょうか、東京都の自治体ですね。一応、中野区と北区は抜いて8自治体なんですけれども、その中で4自治体が、いわゆる高卒初任給の報酬を参考にしているということですよね。残りの自治体については、さっき言われた会計年度任用職員を・・・と思いますけど、半分ぐらいが、そういうことだということでしょうか。</p>
○事務局（中澤総務部長）	<p>会計年度任用職員の報酬の決定方法なんですけれども、会計年度任用職員も一般職の職員というふうに位置づけられていまして、従前の特別職の非常勤職員としての単価設定とは実態としては異なっておりまして、今は特定の号給に設定号給を決めて、その金額の時間単価でもって会計年度任用職員の報酬単価を決めるというような設定方法を取っております。</p> <p>したがって、結果としては大元となりますのは、給料表のどこかの号給を基にしているというような状況です。23区の状況の中で単価が異なったりしているんですけれども、それは実態としては、中心区のほうは、都心区は、なかなか人が集まらないというような現実問題がありますので、そういった意味で高めに出ている。周辺区は、それに対して、それほどの単価の設定にはなっていないというような、そういう実態があるという状況になります。</p>
○稲田委員	<p>手引きの中で気になった点があったので、よろしいですか。</p> <p>手引きの中の18ページの労働条件等報告書というのがあるんですけれども、⑫常時使用する労働者に1年に1回以上健康診断を実施しているというのがあるんですが、これ、基本的には通常の業務労働者というか、例えば深夜業務を行う人とか、危険な薬品を扱う人とか、半年に1回定期健康診断</p>

	<p>をやらなければいけないというのがあります。だから1年に1回というふうに特定するより、法令上の義務の回数をクリアしなければいけない的なことを付け加えないと、ミスリードになってしまうかなということを思っていました。</p> <p>あともう一つ、⑦番なんですが、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿を作成しとあるんですけども、出勤簿って昔のイメージで判を押すだけなんですね。実際、今、労働基準法的に言うと、始業時刻と終業時刻をきちっと明確に適正把握しなければいけないということを考えると、やはり判を押すだけの出勤簿というよりタイムカードなどとか、そういう文言を少し変えていったほうがよろしいかなというふうに感じました。社労士なので、労働法系が気になったので、検討して言わせていただきました。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>ご指摘いただきありがとうございます。こちらのほうの報告書の内容につきましては、区のほうでも、法務部門のほうとも調整をさせていただいた中で作っているものになります。今、ご指摘いただいた内容をどうするか。そういう意味では、健康診断1年に1回とか、深夜業の方は半年に1回というのがありますけれども、基本的に最低のほうを表示しているということではありますが、誤解を招かないようにということをどうすればよいのかということは考えたいというふうに思います。</p>
○江藤委員	<p>今いろいろ審議いただいている中で、この手引きについては、現行上修正することはしないということなんですかね。特に手引きから補足をしていくという方針で契約を考えているということですか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>先ほども申し上げましたけれども、9月に作りまして、今、公表されたばかりになります。改訂しないということではないんですけども、これを出して、どう運用されていくか。その運用されていった中で不都合があれば改訂はしていくと考えております。</p>
○事務局(中澤総務部長)	<p>補足させていただきますけれども、条例、規則の内容を手</p>

<p>○沼田会長</p>	<p>引きにした部分については、それは変更できないというのが考え方です。</p> <p>よろしいですか。そのほかございますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>なければ、ご意見ありがとうございました。</p> <p>議題(4)については、本日はここまでとして、各委員には持ち帰っていただいて、次回改めて、また意見を募り審議会として最終的に決定をしたいと思います。次回で決定をいたしますので、そのおつもりでお願いいたします。</p> <p>決定に至らないと、採決するというのもあると聞いていますけれども、できれば、それは避けたいなと思いますので、歩み寄りの方法を皆さん知恵を出し合ってやっていただきたいと思います。</p> <p>そのために、審議会としてまとめるために、今回の議論を踏まえて、事務局で事前に案をつくっていただいて、内部の審議を積み重ねていただけるように早めに配っていただくということをお願いしておきたいと思います。</p> <p>次は、事務局からの連絡事項になります。事務局お願いします。</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>ありがとうございました。案のほうの作成はできるだけ早くしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(事務局からの事務連絡)</p>
<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>それから、最後に次回の日程です。こちらのほうは事前に調整させていただいて、ご協力ありがとうございました。第2回の審議会につきましては、12月20日午後1時30分から、会場が北とびあの901会議室を予定しております。先ほど会長からありましたように、労働報酬下限額の設定について、審議会としておまとめしていただく形になりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>連絡事項は以上です。</p>

○伊藤委員	質問ですけれども、案なんですけれども、今日みたいにペーパー等を出すことは可能でしょうか。
○事務局(千田契約管財課長)	出すというのは、委員のほうから案を出したいという場合でしょうか。 そちらのほうの文書、審議会のほうで皆さんのご要望があればという形ですけれども。
○沼田会長	どうですか。委員も提案できるというのは、想定はしていないんですけれども。
○事務局(千田契約管財課長)	それでしたら案につきましては事務局で作成をさせていただいて、それを議論していただきたいと思います。できるだけ早く作成しまして、多分皆さんそれぞれの団体のところでご意見とかあるかと思いますが、それに間に合うような形でつくりたいと思っています。
○伊藤委員	こちらが勝手につくるということではなくて、それを受けて、受けたものに対してということです。
○事務局(千田契約管財課長)	受けたものに対して審議会の場で発言していただくことで、そこで内容をご議論いただければというふうに思っております。
○伊藤委員	参考資料ということ。無理であればいいんですけれども。
○事務局(千田契約管財課長)	まずは事務局の案で、それを基にご議論いただきたいというふうに思います。
○伊藤委員	分かりました。
○沼田会長	では、ちょうど時間となりましたので、これで終わります。ありがとうございました。